

新潟市文化財指定（認定）基準

第1 有形文化財

1 建造物

建築物，土木構造物及びその他の工作物並びに建造物の模型，厨子，仏壇，墓碑等で，建築的技法になるもののうち，次の各号のいずれかに該当し，かつ，各時代又は類型の典型となるもの

- (1) 意匠的に優秀なもの
- (2) 技術的に優秀なもの
- (3) 歴史的価値の高いもの
- (4) 学術的価値の高いもの
- (5) 地域的又は流派的特色において顕著なもの

2 絵画，彫刻

- (1) 各時代の遺品のうち製作優秀で文化史上貴重なもの
- (2) 絵画・彫刻史上特に意義のある資料となるもの
- (3) 題材，品質，形状又は技法等の点で顕著な特異性を示すもの

3 工芸品

- (1) 各時代の遺品のうち製作が特に優秀なもの
- (2) 工芸史上又は文化史上特に貴重なもの
- (3) 形態，品質，技法又は用途等が特異で意義の深いもの

4 書跡，典籍

- (1) 書跡類は，歴史上著名な人の手になる筆跡，法帖等で，文化史上貴重なもの
- (2) 典籍類は，写本類・版本類ともに文化史上貴重なもの
- (3) 書跡類，典籍類で歴史的又は系統的にまとまって伝存し，学術的価値の高いもの

5 古文書

(1) 古文書類，日記，記録類（絵図，系図類を含む。）は，歴史上特に重要と認められるもの

(2) 木簡，印章，金石文等は，記録性が高く，学術上重要と認められるもの

(3) 古文書類，日記，記録類等で歴史的又は系統的にまとまって伝存し，学術的価値の高いもの

6 歴史資料

(1) 政治，経済，社会，文化，科学技術等歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの

(2) 歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの

(3) 歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で歴史的又は系統的にまとまって伝存し，学術的価値の高いもの

7 考古資料

(1) 土器，石器，木器，骨角牙器，玉その他縄文時代及びそれ以前の遺物で学術的価値の特に高いもの

(2) 銅鐸，銅剣，銅鉾その他弥生時代の遺物で学術的価値の特に高いもの

(3) 古墳の出土品その他古墳時代の遺物で学術的価値の特に高いもの

(4) 官衙・寺院跡，墓，経塚等の出土品その他飛鳥・奈良時代以後の遺物で学術的価値の特に高いもの

第2 無形文化財

1 芸能関係

(1) 音楽，舞踊，演劇その他の芸能のうち次の各号のいずれかに該当するもの

ア 芸術上特に価値の高いもの

イ 芸能史上特に重要な地位を占めるもの

ウ 芸術上価値が高く，又は芸能史上重要な地位を占め，かつ，地域的又は流派の特色が顕著なもの

- (2) 前項の芸能の成立，構成上重要な要素をなす技法で特に優秀なもの

2 工芸技術関係

陶芸，染織，漆芸，金工その他の工芸技術のうち次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 芸術上特に価値の高いもの
- (2) 工芸史上特に重要な地位を占めるもの
- (3) 芸術上価値が高く，又は工芸史上重要な地位を占め，かつ，地域的特色が顕著なもの

3 芸能関係に係る保持者又は保持団体の認定基準

(1) 保持者

ア 無形文化財に指定される芸能又は芸能の技法（以下「芸能又は技法」という。）

を高度に体现できる者

イ 芸能又は技法を正しく体得し，かつ，これに精通している者

ウ 二人以上の者が一体となって芸能又は技法を高度に体现している場合において，

これらの者が構成している団体の構成員

(2) 保持団体

芸能又は技法の性格上個人的特色が薄く，かつ，当該芸能又は技法を保持する者が

多数いる場合において，これらの者が主たる構成員となっている団体

4 工芸技術関係に係る保持者又は保持団体の認定基準

(1) 保持者

ア 無形文化財に指定される工芸技術（以下単に「工芸技術」という。）を高度に体

得している者

イ 工芸技術を正しく体得し，かつ，これに精通している者

ウ 二人以上の者が共通の特色を有する工芸技術を高度に体得している場合において，

これらの者が構成している団体の構成員

(2) 保持団体

工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該工芸技術を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体

第3 民俗文化財

1 無形の民俗文化財

(1) 風俗慣習のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの

ア 由来、内容等において市民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの

イ 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの

(2) 民俗芸能のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの

ア 芸能の発生又は成立を示すもの

イ 芸能の変遷の過程を示すもの

ウ 地域的特色を示すもの

(3) 民俗技術のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの

ア 技術の発生又は成立を示すもの

イ 技術の変遷の過程を示すもの

ウ 地域的特色を示すもの

2 有形の民俗文化財

(1) 次に掲げる有形の民俗文化財のうち、その形様、製作技法、用法等において市民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの

ア 衣食住に用いられるもの 例えば、衣服、装身具、飲食用具、光熱用具、家具調度、住居等

イ 生産、生業に用いられるもの 例えば、農具、漁猟具、工匠用具、紡織用具、作業場等

ウ 交通、運輸、通信に用いられるもの 例えば、運搬具、舟車、飛脚用具、関所等

エ 交易に用いられるもの 例えば、計算具、計量具・看板、鑑札、店舗等

オ 社会生活に用いられるもの 例えば、贈答用具、警防用具、刑罰用具、若者宿等

カ 信仰に用いられるもの 例えば，祭祀具，法会具，奉納物，偶像類，呪術用具，
社祠等

キ 民俗知識に関して用いられるもの 例えば，暦類，ト占用具，医療具，教育施設
等

ク 民俗芸能，娯楽，遊戯に用いられるもの 例えば，衣装，道具，楽器，面，人形，
玩具，舞台等

ケ 人の一生に関して用いられるもの 例えば，産育用具，冠婚葬祭用具，産屋等

コ 年中行事に用いられるもの 例えば，正月用具，節供用具，盆用具等

(2) 前項各号に掲げる有形の民俗文化財の収集でその目的，内容等が次の各号のいずれ
かに該当し，特に重要なもの

ア 歴史的変遷を示すもの

イ 時代的特色を示すもの

ウ 地域的特色を示すもの

エ 技術的特色を示すもの

オ 生活様式の特徴を示すもの

カ 職能の様相を示すもの

(3) 我が国民以外の人々に係る前二項に規定する有形の民俗文化財又はその収集で市
民の生活文化との関連上特に重要なもの

第4 記念物

1 史跡

次に掲げるもののうち本市の歴史の正しい理解のために欠くことができず，かつ，そ
の遺跡の規模，遺構，出土遺物等において，学術上価値あるもの

(1) 貝塚，集落跡，古墳その他この類の遺跡

(2) 国郡庁跡，城跡，館跡，官公庁，戦場跡その他政治に関する遺跡

(3) 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡

- (4) 学校，研究施設，文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡
- (5) 医療・福祉施設，生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡
- (6) 交通・通信施設，治山・治水施設，生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
- (7) 墳墓及び碑
- (8) 旧宅，園池その他特に由緒のある地域の類
- (9) 外国及び外国人に関する遺跡

2 名勝

次に掲げるもののうち本市の優れた景観として欠くことのできないものであって，その自然的なものにおいては，風致景観の優秀なもの，名所的あるいは学術的価値の高いもの，また人文的なものにおいては，芸術的あるいは学術的価値の高いもの

- (1) 公園，庭園
- (2) 橋梁，築堤
- (3) 花樹，花草，紅葉，緑樹などの叢生する場所
- (4) 鳥獣，魚虫などの棲息する場所
- (5) 岩石，洞穴
- (6) 峡谷，瀑布，溪流，深淵
- (7) 潟，湖沼，湿原，浮島，湧泉
- (8) 砂丘，砂嘴，海浜，島嶼
- (9) 火山，温泉
- (10) 山岳，丘陵，高原，平原，河川
- (11) 展望地点

3 天然記念物

次に掲げる動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で，本市の自然を記念するもの

- (1) 動物

ア 日本特有の動物で著名なもの及びその棲息地

イ 特有の産ではないが、日本著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその棲息地

ウ 自然環境における特有の動物又は動物群聚

エ 日本に特有な畜養動物

オ 家畜以外の動物で海外よりわが国に移殖され現時野生の状態にある著名なもの及びその棲息地

カ 特に貴重な動物の標本

(2) 植物

ア 名木、巨樹、老樹、畸形木、栽培植物の原木

イ 並木、社叢

ウ 代表的原始林、稀有の森林植物相

エ 代表的高山植物帯、特殊岩石地植物群落

オ 代表的な原野植物群落

カ 海岸及び沙地植物群落の代表的なもの

キ 泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの

ク 洞穴に自生する植物群落

ケ 池泉、温泉、湖沼、河、海等の珍奇な水草類、藻類、蘚苔類、微生物等の生ずる地域

コ 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木

サ 著しい植物分布の限界地

シ 著しい栽培植物の自生地

ス 珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地

セ 特に貴重な植物の標本

(3) 地質鉱物

ア 岩石、鉱物及び化石の産出状態

- イ 地層の整合及び不整合
- ウ 地層の褶曲及び衝上
- エ 生物の働きによる地質現象
- オ 地震断層など地塊運動に関する現象
- カ 洞穴
- キ 岩石の組織
- ク 温泉並びにその沈澱物
- ケ 風化及び侵蝕に関する現象
- コ 硫気孔及び火山活動によるもの
- サ 氷雪霜の営力による現象
- シ 特に貴重な岩石，鉱物及び化石の標本

附 則

この基準は，平成 24 年 4 月 1 日から施行する。